

平成 27 年 6 月 30 日

福岡市科学館にかかる特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、福岡市科学館整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

1. 事業概要

(1) 事業名称

福岡市科学館整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・所在地：福岡市中央区六本松四丁目 300 番 15
※九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区内の複合ビル 3 階～ 7 階部分
- ・規模：約 10, 150 m²（専有面積：約 8, 300 m²、共用面積：約 1, 850 m²）

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の内装及び展示等に関する設計及び施工を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運營業務を行う方式（B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 44 年 9 月 30 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 初期整備業務

- (ア) 内装及び展示に関する設計及びその関連業務
- (イ) 内装及び展示に関する施工及びその関連業務
- (ウ) 工事監理及び各種申請業務
- (エ) 移動天文車・移動科学館車整備業務

(オ) 什器・備品等の調達・保管・設置業務

イ 開業準備業務

- (ア) 事前広報業務
- (イ) 少年科学文化会館機能の補完業務
- (ウ) 維持管理・運営業務の事前準備業務
- (エ) 開館式の準備開催業務
- (オ) 開業準備期間中の維持管理業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 内装保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 特殊機材・展示物等保守管理業務
- (エ) 什器・備品等保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 業務用車両維持管理業務

エ 運営業務

- (ア) 基幹業務に関する業務
 - a. 展示事業（基本展示、企画展示）に関する業務
 - b. ドームシアター（プラネタリウム）事業に関する業務
 - c. その他教育普及事業に関する業務
 - d. 交流事業に関する業務
 - e. 人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務
 - f. 調査研究事業に関する業務
 - g. 科学館諸室貸出管理業務
 - h. 舞台設備等保守管理業務
 - i. 科学館主催事業の企画実施業務
 - j. 企業出展ブース運営業務
- (イ) その他管理業務に関する業務
 - a. 利用者対応業務
 - b. 利用料徴収業務
 - c. 事業改善業務
 - d. 関係機関等との協議・調整業務
 - e. 事業期間終了時の引継業務
- (ウ) 自主事業に関する業務

- a. 必須の自主事業
- b. 任意の自主事業

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を従来手法で市が実施する場合の市の負担額と、PFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を以下のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が従来手法で実施する場合	PFI方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①初期整備費 ・設計費、内装・展示等整備費、工事監理費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤地方債の償還金及び支払利息 	<ul style="list-style-type: none"> ①初期整備費 ・設計費、内装・展示等整備費、工事監理費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤その他の経費 ・SPC経費、金融組成費等
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・建設期間：約1年6ヶ月 ○維持管理・運営期間：15年 ○割引率：1.97%（インフレ率等を勘案） 	
初期整備費	・基本計画を踏まえ、類似事例の実績や民間ヒアリング調査等に基づき設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
開業準備費	・基本計画を踏まえ、民間ヒアリング調査等に基づき設定	・基本計画を踏まえ、民間ヒアリング調査等に基づき設定
維持管理・運営費	・基本計画を踏まえ、類似事例、民間ヒアリング調査等に基づき設定	<ul style="list-style-type: none"> ・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定 ・光熱水費等、事業手法によって効率性が実現できない費用は市が直接実施する場合と同額と算定。
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債 ・一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・出資金 ・民間金融機関借入金 ・一般財源

② 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、従来手法で実施する場合とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、約10%の縮減効果を見込むことができる。

(2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、財政の効率的使用の達成によるコスト削減(VFM)の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

① サービスの質の向上・維持

本事業においては、科学館の魅力向上に繋がる展示やプログラムの企画・実施、大学や企業との連携などにおいて事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設の機能性や利便性、安全性、効率性の向上が図られ、より良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

② 設計、施工、維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

設計、施工、維持管理・運営までを一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

③ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

④ リスク分担の明確化による事業の安定運営

市と事業者がそれぞれ適切なリスクを負担することにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての安定した事業運営や円滑な事業遂行が期待できる。

3. 客観的評価の結果

本事業は、PFI方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において財政負担額の軽減が見込まれ、かつ定性的評価においても高い効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することは適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。